

中小企業と地域の未来を切り拓く “規制改革”のススメ

～イノベーションへの挑戦～



目次

はじめに	2
I. 中小企業・地域におけるイノベーションの創出や ビジネスチャンスの拡大につながる規制改革	3
1. 生産性向上・人手不足対策	3
2. 観光振興・地域活性化	6
3. まちづくりの推進	10
4. スマート農業によるビジネスチャンスの拡大	11
II. 企業活動や国民生活における行政手続の簡素化	13
1. ビジネス環境の整備	13
2. 住民生活の利便性向上	14
III. さらなる規制改革に向けて ～規制改革に取り組む際の方法～	15
1. 規制改革ホットライン	15
2. 規制のサンドボックス制度	16
3. グレーゾーン解消制度、新事業特例制度	17
4. 国家戦略特区	18
5. 地方分権改革・提案募集方式	19
(参考) 商工会議所が提出した規制・制度改革に関する主な意見・提言	20

はじめに

企業が新たなビジネスを行う際に障壁となる規制を取り除いたり、社会的課題を解決するために新たな制度や仕組みを構築したりする“規制改革”は、補助金・助成金や減税と異なり、おカネに頼らないという点で優れた政策であると言えます。政府はこれまで、「規制改革推進会議」を立ち上げ、「規制改革ホットライン」により国民や企業等から広くからアイデアを募るなど、“規制改革”を成長戦略の一丁目一番地に位置付け、重点的に取り組んでいます。

こうした政府の動きに合わせ、日本商工会議所では、中小企業や地域におけるイノベーションの創出に向け、会員企業の皆様のご協力の下、2013年度から毎年、規制改革に関する意見書を取りまとめるほか、生産性向上の阻害要因となっている行政手続の簡素化やデジタル・ガバメントの実現に向けた意見書を適時取りまとめ、政府に要望してきました。こうした活動の結果、これまで、中小企業の新たな分野へのチャレンジや地域活性化の取り組みを後押しする多くの規制改革項目が実現しています。

そこで、今般、日本商工会議所では、**①規制改革に関する商工会議所の要望活動の成果を企業の皆様にお届けし、その成果を実際に活用していただくこと、②「規制改革ホットライン」への提案等、企業の皆様による規制改革の取り組みを促進すること**、を目的に、「中小企業と地域の未来を切り拓く“規制改革”のススメ ～イノベーションへの挑戦～」を作成しました。

こういった制度改正等が行われ何ができるようになったのか、規制改革に取り組むにはどういった方法があるのか、といったポイントをわかりやすく示しておりますので、全国津々浦々で規制改革によるイノベーションを巻き起こしていただくためにも、本パンフレットをご参考のうえ、新たな分野へのチャレンジや地域活性化に取り組んでいただければ幸いです。

日本商工会議所

I. 中小企業・地域におけるイノベーションの創出やビジネスチャンスの拡大につながる規制改革

商工会議所の要望により実現した(見込み含む)、中小企業・地域におけるイノベーションの創出とビジネスチャンスの拡大に資する主な規制改革項目をご紹介します。

自社の新たなチャレンジや地域活性化の取り組みにご活用いただければ幸いです。

1. 生産性向上・人手不足対策

(1) 18歳からトラックドライバーとして活躍できる！

深刻な人手不足の解消と、高卒者の職場確保のため、18歳から、総重量3.5t～7.5tの車両の運転ができる免許区分(準中型自動車免許)が新たに創設されました。

この結果、2018年3月末現在で、全国で16,494人(うち9,252人が18歳)^(※)が同免許を取得するなど、新たにトラックドライバーとして活躍できる人材が増え、人手不足対策に一役買っています。

(※「改正道路交通法の施行状況」(警察庁))



(出典:「日本のトラック輸送産業-現状と課題-2018」(公益社団法人全日本トラック協会))

POINT

ポイント解説

2017年3月に施行された改正道路交通法により「準中型自動車免許」が新設され、18歳以上で総重量3.5t以上7.5t未満の車両を運転できるようになりました。

なお、これに関連し、警察庁は、増加するインバウンドへの対応や地域における高齢者の足として不可欠なバスやタクシーのドライバー不足に鑑み、同庁が設置した有識者会議がとりまとめた提言を踏まえ、第二種免許の受験資格である経験年数要件(普通免許取得3年以上)の短縮や年齢要件(21歳以上)の引き下げについて、今後検討していく予定です。

(2) ICTにより建設現場の生産性向上が実現！

公共工事の積算単価にICT導入コストを上乗せする取り組みが進んでおり、公共工事の受注を契機にICTを導入することができます。

ICTの導入により、測量から完成までにかかる延べ作業時間が約3割減少^(※)するなどの効果が期待できます。

(※「2017年度ICT土工の活用効果調査」(国土交通省))



i-Construction

「i-Construction」のロゴマーク

(出典：国土交通省資料)

POINT

ポイント解説

国土交通省は、2025年度までに建設現場の生産性を2割向上させることを目指し、全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction (アイコンストラクション)」を推進しています。その一環として、2016年度より、公共工事の積算単価へのICT導入コストの上乗せを進めており、2017年度は、その対象として、直轄の土工工事1,952件が公告されました(うち、実際にICTを活用したのは815件(約42%))。

(3) 複数の業種を営む飲食店の負担が軽減！

衛生上の問題がなければ、業種ごとに専用の施設を設けて、それぞれ営業許可を得る必要がないことが明確化されました。

この結果、喫茶店等の飲食店と菓子の製造など、異なる業種を1つの施設で営業できるようになり、生産性の向上を実現できます。



POINT

ポイント解説

2015年7月、厚生労働省は、営業者が複数の業種を営む場合、衛生上問題がなければ、施設を業種ごとに専用のものとしなくてもよく、1つの施設に対して2つ以上の営業を許可できることを、各都道府県に通知しました。

(4) 外国人材の受入れが進む！

人手不足が深刻化するなか、労働力として外国人材を一層受入れることを可能とするため、新しい在留資格が創設されました。制度の詳細は、2019年4月以降、順次公表される見込みです。



POINT

ポイント解説

2019年4月1日、新しい就労資格「特定技能1号、2号」の創設を盛り込んだ、改正出入国管理法が施行されました。

【就労資格のイメージ】

高度専門職、経営・管理、
技術・人文知識・国際業務等
17種類（技能実習除く）

=いわゆる高度人材

+

(特定技能1号、2号)

〈1号〉

- ・ 在留期間は5年を上限に更新不可
- ・ 家族帯同不可

〈2号〉

- ・ 在留期間に上限はなく更新可
- ・ 家族帯同可

【受入れ対象分野(14業種)と受入れ上限数】

分野	受入れ(上限)人数(人)	特定技能2号の受入れ
介護業	60,000	無し
ビルクリーニング業	37,000	無し
素形材産業	21,500	無し
産業機械製造業	5,250	無し
電気・電子情報関連産業	4,700	無し
建設業	40,000	有り
造船・船用工業	13,000	有り
自動車整備業	7,000	無し
航空業	2,200	無し
宿泊業	22,000	無し
農業	36,500	無し
漁業	9,000	無し
外食業	53,000	無し
飲食品製造業	34,000	無し
14分野合計	345,150	

2. 観光振興・地域活性化

(1) 河川敷に出店するチャンスが拡大！

民間企業による河川敷の占用期間が、「3年以内」から「10年以内」に延長されました。

この結果、全国における河川敷を活用する取り組みは、2015年度の39件から2017年度は57件にまで増加するなど、河川敷にオープンカフェを出店するといったビジネスチャンスが拡大しています。



オープンカフェの設置により
にぎわいをみせる京橋川
(広島市)の河川敷

(出典：国土交通省資料)

POINT

ポイント解説

民間企業による長期の営業を想定し、2016年6月、河川敷地占用許可準則が改正され、民間企業等による河川敷の占用許可期間が、公園、緑地、遊歩道、自然観察施設、船着場といった公益物件と同じ「10年以内」に延長されました。

(2) 誰でも通訳ガイドができる！

資格がなくても、誰でも、有料での通訳ガイドができるようになりました。

この結果、例えば、奈良県が認定する公認ガイドが、2017年度の14名から、2018年度は31名に増加するなど、外国人旅行者に対するおもてなしの向上につながっています。



(※ イメージ)

POINT

ポイント解説

有償の通訳ガイドを行うには「通訳案内士」の国家資格が必要でしたが、2018年1月に施行された改正通訳案内士法により、同資格の業務独占規制が廃止され、誰でも有償での通訳ガイドができるようになりました。

(3) 旅館・ホテルが作りやすくなる！

宿泊施設不足を解消するため、最低必要な客室数（旅館5室、ホテル10室）の規制の廃止や、フロントの設置基準の緩和といった措置が講じられています。

この結果、増加するインバウンドに対応するため、古民家を改修して旅館業を運営するといったビジネスに取り組みやすくなりました。



古民家を活用した宿泊施設

(出典：内閣府資料)

POINT

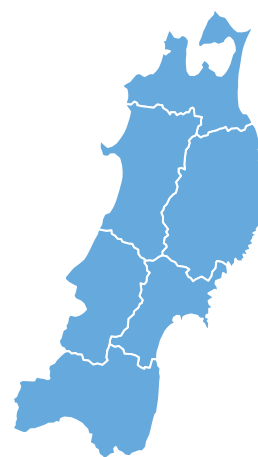
ポイント解説

2018年6月、旅館業法施行令が改正され、旅館・ホテルにおける最低客室数の廃止や、玄関帳場（フロント）の設置基準の緩和（ビデオカメラによる顔認証などで代替することと認める）等の措置が講じられています。

(4) 中国人旅行者に対する数次ビザの対象が拡大！

東日本大震災の被災三県（岩手県、宮城県、福島県）と沖縄県とされていた中国人旅行者に対する数次ビザについて、前者の対象地域が、青森県、秋田県、山形県を含む東北六県に拡大されました。

この結果、東北地方への中国人旅行客の延べ宿泊数は、2010年の41,560人泊から2018年の175,990人泊^(※)と震災前を大きく上回り、インバウンド消費を取り込むチャンスが増えています。



(※「宿泊旅行統計調査」(観光庁)
従業員数10人以上の施設における1月～11月の延べ宿泊者数)

POINT

ポイント解説

中国人旅行者に対する数次ビザ（有効期間内であれば何度でも出入国が可能なビザ）の訪問対象地（1回目の訪問時に1泊以上する必要がある県）は、東北三県（岩手県、宮城県、福島県）と沖縄県に限られていましたが、2017年5月から、前者について、東北六県にまで拡大する「東北六県数次ビザ」の発給が新たにはじまりました。

なお、有効期間は3年、1回の滞在期間は30日以内とされています。

(5) “手づくり観光”を進める旅行業免許が登場！

“手づくり観光”を通じたまちおこしを行いやすくするため、隣接する市町村に限定した旅行業免許（地域限定旅行業）が創設されました。

この結果、例えば、池田商工会議所（大阪府）は、同免許を取得し、地域の自然や歴史・文化的資源を活用した旅行商品の企画・実施に取り組んでいます。



池田商工会議所（大阪府）は子どもたち向けの合宿旅行を企画・実施

POINT

ポイント解説

2013年4月、改正旅行業法が施行され、旅行者を受け入れる地域が当該地域の観光資源を活用した旅行商品を提供する旅行業免許「地域限定旅行業」が創設されました。営業保証金は100万円と、他の免許（例えば、第三種旅行業は300万円）と比べて低く設定されており、“手づくり観光”を推進する商工会議所などの団体も取得しやすい免許となっています。

なお、2018年5月現在、全国で200者が同免許を取得しています。

(6) 地域ブランドで地域を盛り上げよう！

地域の名前が入ったブランド名（商標）について、業種組合だけでなく、地域の商工会議所等が主体となって、申請できるようになりました。

この結果、例えば、一宮商工会議所（愛知県）が「一宮モーニング」の商標を取得したことで、ブランド名の検索数が前月比で約40%増加したり、遠方からの参加店への来店客数が増加したりするといった効果が表れています。



一宮モーニング

（出典：一宮商工会議所）

POINT

ポイント解説

2014年8月に改正商標法が施行され、業種組合だけでなく、商工会議所、商工会、NPO法人などが地域団体商標に出願できるようになりました。

なお、2019年3月末現在、全国で653件が登録されており、商工会議所では、真岡（真岡木綿、栃木県）、習志野（習志野ソーセージ、千葉県）、三島（三島コロッケ、静岡県）、駒ヶ根（駒ヶ根ソースかつ丼、長野県）、豊橋（豊橋カレーうどん、愛知県）、一宮（一宮モーニング、愛知県）、井原（井原デニム、岡山県）、大川（大川家具、福岡県）、中津（中津からあげ、大分県）の9商工会議所が取得しています。

(7) プレミアム付き商品券で地域を盛り上げよう！

商工会議所等がプレミアム付き商品券を発行する場合、経済産業省の認定を受けることで、供託金が不要となる有効期間が「6ヶ月以内」から「最長3年間」に延長され、プレミアム付き商品券を発行しやすくなりました。

この結果、例えば、八女商工会議所（福岡県）は、同特例措置を活用し、2015年度から3年連続で、総額2.2億（うち上乗せ率10%）のプレミアム付き商品券を発行し、商店街の売り上げに大きく貢献しました。



八女商工会議所（福岡県）
発行のプレミアム付き商品券

POINT

ポイント解説

資金決済法施行令にて、有効期間が6ヶ月を超えるプレミアム付き商品券を発行する場合で、未使用残高が1,000万円を超える場合は、その未使用残高の1/2以上の額の保証金を供託しなければならないとされています（ただし、有効期間が6ヶ月未満の場合は保証金の供託不要）。

そのようななか、2015年4月に、産業競争力強化法施行令が改正され、商工会議所等が経済産業省の認定を受けた場合は、「6ヶ月以内」とされる供託不要の有効期間が「最長3年」に延長される措置が講じられました。

なお、2019年3月現在、これまでに全国で6商工会議所が本措置を活用しています。

3. まちづくりの推進

(1) エコカートが地域住民の足として活躍！

ゴルフ場の電動カートを改良し、ヘッドライトや方向指示器等を付けた「エコカート」の公道走行が可能となりました。

この結果、輪島商工会議所（石川県）は、現在、高齢者や観光客の重要な交通手段として、「エコカート」を公道で走行させる社会実験を実施しています。



公道を走るエコカート
「WA-MO(ワーモ)」
(輪島商工会議所(石川県))

POINT

ポイント解説

2014年11月、輪島商工会議所（石川県）は、ゴルフ場のカートを改良した「エコカート」に、ヘッドライト、方向指示器、バックミラー等を付けるという条件の下、軽自動車としてナンバーを取得しました。

なおその後、このエコカートの開発に協力した自動車メーカーは、これを全国で普及させるため、完全自動走行に対応した後継車を開発しました。

(2) 空き地・空き店舗の所有者がを見つけやすくなる！

実現見込み

自治体における住民票等の保存期間が、5年間から150年間に大幅に延長される見込みです。

これにより、住民票等を使って、登記されていない空き地・空き店舗の所有者を見つけやすくなります。



POINT

ポイント解説

市区町村における住民票等の除票（住民の死亡や転出により消除された住民票等）の保存期間は、消除した日から5年間となっているため、登記されていない空き地・空き店舗の所有者を見つけ出せず、空き地・空き店舗の利活用に支障をきたしています。

そのため総務省は、有識者研究会での議論を踏まえ、住民票等の除票の保存期間を、閉鎖戸籍類の保存期間と同じ150年とする関連法令の改正案が、2019年の通常国会に提出されています。

4. スマート農業によるビジネスチャンスの拡大

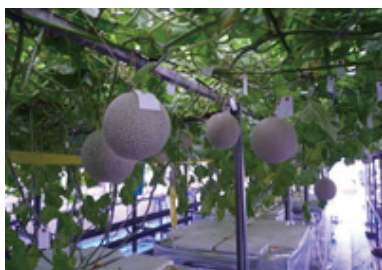
(1) 高度な生産設備による農業にチャレンジしやすくなる！

農地にコンクリートを敷いて、生産設備により野菜や果物を栽培する場合でも、税制上、農地として扱われることで、固定資産税が安く抑えられ、安く、大量に、高付加価値の農作物を生産できるようになりました。

これにより、ICTなどを活用した高度な設備により、高品質の農産物を安定的に生産するといった取り組みにチャレンジしやすくなりました。

【高度な技術を活用した生産設備によるスマート農業の例】

町田商工会議所（東京都）は、市内外の企業と連携し、難しいとされていたメロンの水耕栽培を実現するシステムを開発。通常であれば1株から1～4個程度のところ、高糖度で付加価値の高いメロン約60個を实らせることに成功しました。生産されたメロンは「まちだシルクメロン」の名称で販売するとともに、現在はメロンを使ったスイーツなどの関連商品も生まれています。



高糖度で付加価値の高い
「まちだシルクメロン」



マカロンなどの加工商品の
開発にも展開

（出典：町田商工会議所、町田市）

POINT

ポイント解説

2018年11月に改正農地法が施行され、農地に農業用ハウス等を設置する際、農業委員会に届け出れば、ハウス内部を全面コンクリート張りにしても農地転用に該当せず、税制上も農地のままとして取り扱われることとなりました。

(2) 品質の安定した農産品が大量に確保できるようになる！

経験や勘に頼らず、気象、地図、土壌、農地に関する様々なデータを活用した生産性の高い農業を推進するため、相互に連携せず、形式もバラバラである官民のデータを集約し、一元的に提供するプラットフォーム（WAGRI）が創設され、2019年4月から本格稼働します。

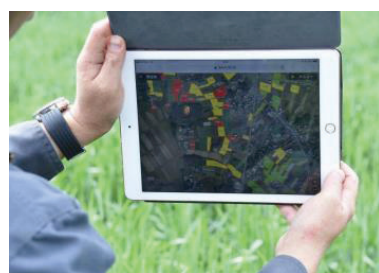
これにより、品質が安定した農産品を大量に確保できるようになり、付加価値の高い加工品を製造できるようになります。

【データを活用したスマート農業の例】

「茨城パン小麦栽培研究会」は、茨城県等の支援を受け、地図データや気象データ等を活用し、測定した小麦の葉色から適切な追肥量をマップで表示する技術実証に取り組んでいます。この技術はタンパク質含有率の高い、品質の安定した小麦を量生産する一助となり、取引先は年々増加しています。



小麦の葉色を測定



葉色に応じて圃場が色分け

(出典：茨城県県西農林事務所坂東地域
農業改良普及センター資料)

POINT

ポイント解説

農業に関するデータ連携やオープンデータの提供を可能とするプラットフォーム（WAGRI）が創設され、2019年4月から本格稼働します。

なお、WAGRIとは、様々なデータやサービスを連環させる「輪」、様々なコミュニティのさらなる調和を促す「和」と、農業（Agriculture）を足し合わせた造語です。

Ⅱ. 企業活動や国民生活における行政手続の簡素化

企業や国民が行う行政手続にかかる事務負担を削減するため、商工会議所が政府に要望し実現した、「行政手続の簡素化」の成果をご紹介します。

1. ビジネス環境の整備

(1) 公共工事における入札書類が削減！

一般的な公共工事の入札では、参加者全員に入札の最初の段階から多くの書類（平均70枚程度）の提出が求められていますが、2019年度から、応札者が多いと見込まれる工事について、入札の最初は1枚の書類のみを課す制度（簡易確認型入札制度）が原則的に実施される予定です。

これにより、資料作成の負担が軽減されるとともに、落札者決定までの日数も短縮されます。

項目	枚数	備考	備考欄
1 入札要約書	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
2 仕様書	1		
3 見積書	1		
4 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
5 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
6 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
7 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
8 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
9 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
10 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
11 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
12 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
13 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
14 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
15 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
16 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
17 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
18 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
19 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
20 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
21 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
22 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
23 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
24 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
25 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
26 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
27 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
28 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
29 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
30 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
31 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
32 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
33 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
34 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
35 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
36 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
37 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
38 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
39 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
40 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
41 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
42 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
43 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
44 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
45 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
46 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
47 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
48 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
49 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	
50 簡易技術資料	1	簡易技術資料を課す場合は、この項目の枚数を1と記載する。	

入札の最初の段階で課される「簡易技術資料」

(出典：国土交通省所資料)

(2) 定款認証がオンラインでできる！

法人設立の手続のうち、定款認証については、公証人による面前確認が必須とされてきましたが、2019年3月末から、定款認証の申請を紙でなく電子申請にて行うことを条件に、テレビ電話等で定款認証を受けることが可能となっています。

(3) 就労証明書を作成する手間が削減！

保育園の入園に際し必要となる就労証明書は、これまで、様式がバラバラで、それぞれの市区町村の様式に合わせて作成する必要がありましたが、標準様式を使うことにより、企業における同証明書の作成の手間が大幅に削減されるようになりました。

POINT

ポイント解説

2017年8月、内閣府と厚生労働省は、就労証明書の標準様式を作成し、各都道府県経由で、管内の市区町村に同様式の活用を促す文書を通知しました。

(参考) 就労証明書標準様式の導入率

東京23区	政令指定都市	全国(政令指定都市含む)
9% (杉並区、葛飾区)	35%	49%

2. 国民生活の利便性向上

(1) マイナンバーカードが保険証として使えるようになる！

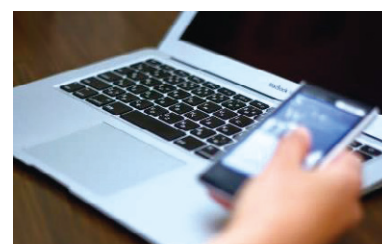
マイナンバーカードの利便性向上に向け、政府は、2019年の通常国会に、2021年よりマイナンバーカードを保険証として使えるようにする健康保険法等改正案を提出しました。

利用者(患者)にとっては、マイナンバーカードと保険証の両方を携帯する必要がなくなるといったメリットが期待できます。



(2) ID・パスワードを使って確定申告ができる！

これまで、オンラインでの税務申告には、電子証明書やICカードリーダーが必要でしたが、2019年1月より、ID・パスワードを使った確定申告が可能となっています。



Ⅲ. さらなる規制改革に向けて ～規制改革に取り組む際の方法～

新商品・新サービスの開発や新分野への進出等に取り組む際に有効なのが「規制改革」です。今後、企業の皆様に積極的に規制改革に取り組んでいただくため、その際の方法をご紹介します。

1. 規制改革ホットライン

インターネット等を通じて、常時、国民や企業等から広く規制改革に関する提案を受け付ける“目安箱”です。提案した内容が法令の改正等にまでつながれば、その効果は全国に及びます。

EXAMPLE

活用事例

2014年7月、ヘアカットサービスを提供するA社は、理容室と美容院の重複開設を提案しました。

その結果、2016年4月から、両方に必要な衛生上の要件を満たし、かつ、理容師・美容師両方の資格を持つ人だけが従事する場合に限って、理容室と美容院を重複して開設できるようになりました。



(※イメージ)

問い合わせ先

内閣府 規制改革推進室

TEL: 03-5253-2111 (内線) 32450または32454

HP: https://form.cao.go.jp/kokumin_koe/opinion-0009.html

2. 規制のサンドボックス制度

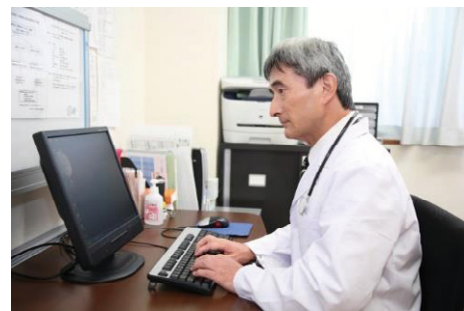
参加者や期間を限定して既存の規制を凍結し、革新的な技術等を活用したビジネスの実証実験を可能とする制度です。実証により得られたデータをもとに、全国的な規制の見直しにつなげることを目的としています。

ちなみに、サンドボックスとは英語で“砂場”を意味し、子供が小さな失敗をものともせず自由に砂遊びすることから名づけられています。

EXAMPLE

活用事例

医療アプリ事業等を手掛けるB社は、通常は医療機関で使用するインフルエンザ検査キットを患者が自宅で使用し、その結果を踏まえて、医師が患者の出勤抑制等をビデオ通話でアドバイスするという計画について政府の認定を得て、2018年12月よりその実証実験を行っています。



(※ イメージ)

問い合わせ先

内閣官房 日本経済再生総合事務局 新技術等社会実装推進チーム

TEL : 03-3581-0769

H P : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/regulatorysandbox.html>

3. グレーゾーン解消制度、新事業特例制度

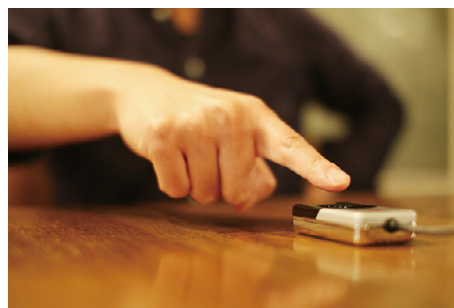
前者は、規制が適用されるかどうか分からない場合に、あらかじめ政府に対し、適用の有無を確認できる制度です。

後者は、新しい取り組みを行う際に、支障となる規制の緩和措置を提案し、認定を受けることで、企業単位で規制緩和が行われる制度です。

EXAMPLE

活用事例 (グレーゾーン解消制度)

C社は、事前にパスポートのデータと指紋を登録し、指紋からパスポート情報を呼び出す指紋認証システムを開発。2016年4月、チェックイン時に同システムを活用することが、旅館業法における「パスポートの提示」に該当することの確認を受けました。



(出典：経済産業省資料)

EXAMPLE

活用事例 (新事業特例制度)

雪崩で雪に埋もれてしまうことを防ぐスキー用エアバッグの販売・使用には、火薬類取締法により都道府県の許可が必要とされていましたが、同商品を取り扱うD社は、本商品の販売・使用について同法の適用除外とする申請を行い、その結果、2016年6月、同法の規制の適用除外とする措置が講じられました。



(出典：経済産業省資料)

問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局産業創造課 新規事業創造推進室

TEL：03-3501-1628 E-mail：shinjigyo-kaitaku@meti.go.jp

H P：http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/detail.html

4. 国家戦略特区

特定の政策テーマに応じて、国が地域（特区）を決定し、規制の緩和措置だけでなく、税制、金融に関する支援が受けられる制度です。提案者は地方公共団体または民間事業者等となっており、現在までに10地域が指定されています。

なお、規制緩和などの措置は、その特区内に限定されます。

EXAMPLE

活用事例

2014年5月、福岡市は、「グローバル創業・雇用創出特区」として国家戦略特区に指定されました。

特区内での外国人による創業を増やすため、例えば、在留資格（経営・管理）の取得要件（2名以上の常勤職員の雇用もしくは資本金500万円以上など）を特例的に緩和する「スタートアップビザ」を創設するといった措置を講じています。



(※イメージ)

問い合わせ先

内閣府 地方創生推進事務局

TEL: 03-5510-2466

HP: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/teian.html>

5. 地方分権改革・提案募集方式

地方公共団体が、地域の声を踏まえて、地方に対する規制緩和や地方分権に関する提案を政府に対し行う制度です。

地方公共団体が提案者となりますので、この制度を使って提案したい場合は、地方公共団体の協力が必要となります。

EXAMPLE

活用事例

国の補助を受けて病児保育を行う場合、児童概ね10人につき、看護師等1名以上を配置する必要がありますが、常時配置すべきかが不明確でした。そこで、薬局を経営するE社は、鳥取県と相談し、鳥取県が国に規制緩和を提案しました。

その結果、「看護師等が緊急時に駆けつけられれば、常駐の必要がないこと」が明確化され、2015年12月、医療機関併設型の病児保育室（ビルの2Fが病院、3Fが病児保育室）を開設しました。



(※ イメージ)

問い合わせ先

内閣府 地方分権改革推進室

TEL : 03-3581-2437 (個別の提案、事前相談)

03-3581-2484 (一般的な問い合わせ等)

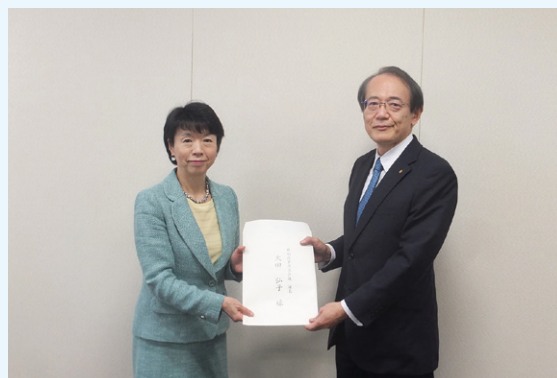
H P : <https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu-index.html>

(参考) 商工会議所が提出した規制・制度改革に関する主な意見・提言

- 2013年 5月 「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見50」
- 2014年 5月 「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見30」
- 2015年 5月 「地方創生と中小企業の活力強化のための規制・制度改革の意見50」
- 2016年 5月 「地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規制・制度改革の意見50」
- 2016年12月 「中小企業等の生産性向上に向けた行政手続簡素化に関する意見」
- 2017年 3月 「経済成長・一億総活躍社会の実現のための規制・制度改革の意見」
- 2017年 3月 「規制改革・行政手続の簡素化・IT化の一体的推進について」(経済3団体共同提言)
- 2018年 3月 「『マイナンバーカード』の取得促進および災害時の対応機能強化に関する要請について」
- 2018年 3月 「生産性革命・人づくり革命・地方創生の実現に向けた規制・制度改革の意見」
- 2018年 6月 「デジタル・ガバメントの実現に向けた緊急提言」(経済3団体共同提言)



規制改革推進会議で安倍総理に
意見表明する三村会頭(右から三番目)
(2017年3月)



意見書を受け取る大田弘子
規制改革推進会議議長(左)と石田専務理事(右)
(2018年3月)

中小企業と地域の未来を切り拓く
“規制改革”のススメ
～イノベーションへの挑戦～

発行日：2019年4月19日

発行：日本商工会議所 企画調査部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

丸の内二重橋ビル

<https://www.jcci.or.jp/>



日本商工会議所に関する情報は

日商

検索